

# 京都市行政活動及び外郭団体の経営の 評価に関する条例(仮称)案について

## ～御意見，御提案の募集～

京都市では，市民の皆様が目線を大切にし，効果的で効率的な市政を進めるために，行政評価等（政策評価，事務事業評価，公共事業評価など）の取組を進めています。

現在，これまでの評価の取組を恒久的，継続的なものとし，より一層，各評価制度を充実させるために，各評価制度の根拠となる条例の制定を検討しています。

つきましては，「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（仮称）案」の概要について，市民の皆様から御意見等を募集します。

このリーフレットを御覧いただき，条例に盛り込むべき内容など，多くの御意見や御提案をお待ちしています。

行政評価等とは？

行政の取組の成果等を把握，評価し，その結果を市民の皆様公表するとともに，効果的な行政運営に役立てようとする取組の総称です。（外郭団体の経営の評価も含めていることから，「行政評価等」としてしています。）



御協力お願  
いします。



京都市

## 条例案の対象

現在、個別に実施している以下の評価制度について、



- 条例に基づく制度として、恒久的かつ継続的な取組とします。
- 総合的な仕組みのもとに体系化し、更に充実させます。
- 外郭団体の経営の評価を含めた以下の7つの評価制度をすべて条例に盛り込むのは、京都市が初めてです。

### 政策評価制度

京都市が2001年(平成13年)から10年間を対象期間とする市政の総合計画である「京都市基本計画」に基づく、全ての政策(26)、施策(106)を対象に目的の達成状況の評価する制度です。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/sogo/seisaku/hyoka/hyoka.html>)

### 事務事業評価制度

政策・施策を達成するための手段である個別の事務事業(約1,300)について、改善、見直し等を行うための判断材料として、有効性や効率性等を評価する制度です。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/somu/gvokaku/hyouka/index.html>)

### 公共事業評価制度

事務事業評価とは別に、道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道等の市民生活に密接に関連する社会資本の整備に関連する事業について、事業着手前、事業中、事業完了後に公共事業の効率性等について評価する制度です。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/kensetu/kikaku/hyouka.html>)

### 交通事業事務事業評価制度

交通事業の経営体質の強化や利用促進を図るための年次行動計画「京都市交通事業アクションプログラム」を策定しており、その対象事業を評価する制度です。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/kotsu/news/2006/2006035.htm>)

### 上下水道事業経営評価制度

上下水道局が行う水道事業、公共下水道事業について、業務指標による「経営指標評価」と個々の取組について評価する「取組項目評価」により、事業の実施状況と事業効果の点検及び評価を行う制度です。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/suido/tokei.htm>)

### 学校評価システム

学校と家庭・地域の方々が、当事者意識をもって育てたい子ども像を共有し、情報と課題意識を共有し、それを「行動の共有」に高めるため、学校における教育活動だけでなく、家庭・地域での関わり方等、子どもたちへの教育に関する幅広い取組を評価する制度です。

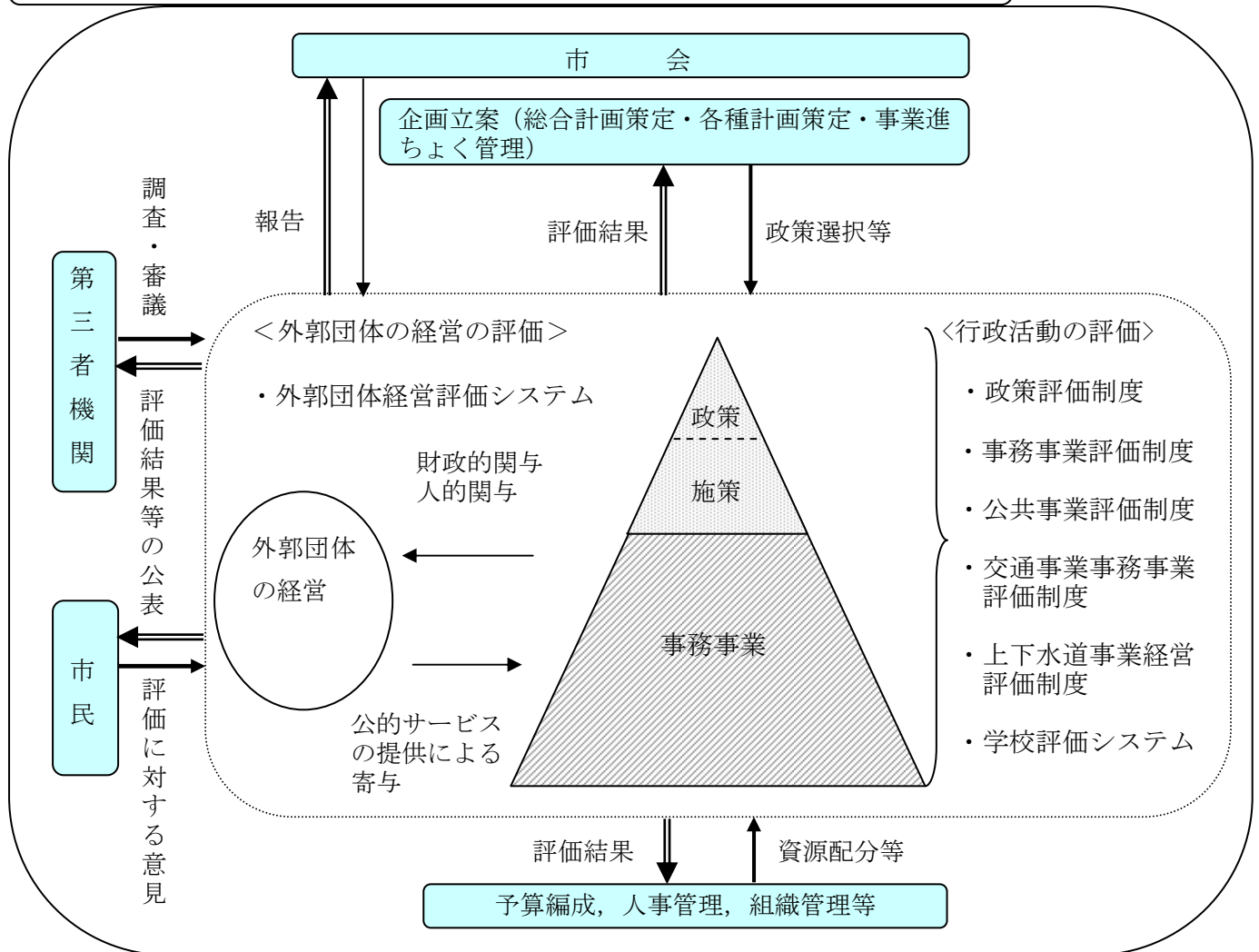
### 外郭団体経営評価システム

外郭団体(※)の自主的な経営改善を促進することを目的として、団体自らによる経営計画等の策定の指導や各団体の経営状況等の客観的な点検及び評価を行う制度です。

※ 本市の出資等の比率が25%以上の法人のうち、本市が主体的に指導等を行う必要のある法人(43団体)をいいます。

(ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/somu/gvokaku/gaikaku/page014.html>)

## 条例案で構築しようとする行政評価等の仕組み(イメージ図)



### 条例案の目的

条例案の制定目的として、以下の2点を考えています。

各目的に沿った条例案の内容は、次ページ以降に記載しています。

- ① 行政活動や外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価し、3ページ  
行政活動の企画立案等にその評価結果を積極的に活用することで 4ページ

**効果的で効率的な市政の実現を図ります。**

- ② この条例に盛り込むすべての評価制度について市民の皆様の参加を得ながら実施し、その結果等を公表することで 5ページ

**市民の皆様に対する説明責任の遂行と、市民の視点に立った市政の実現を図ります。**



## 条例案の特徴 1



### 客観的かつ厳格な評価の実施

#### 条例案の内容

評価の客観性、公平性が確保されるよう、客観的かつ厳格に実施されることが重要です。

##### ① 「合理的な手法の原則」を規定します。

各評価制度に共通する基本原則として、評価の客観性及び公平性が担保されるよう、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に評価を実施することとする「合理的な手法の原則」を規定します。

##### ② 「継続的な創意工夫の原則」を規定します。**全国初**

評価制度の完成形は存在せず、不断に改善を加えていく取組が重要であることから、評価の手法について、よりの確に評価できるものとなるよう、継続的に創意工夫を行うこととする「継続的な創意工夫の原則」を規定します。

##### ③ 外郭団体の経営の評価も対象とします。

外郭団体の経営は京都市政の運営と密接に関係することから、外郭団体の経営の評価も対象とします。

##### ④ 委員会及び合同会議を第三者機関として設置します。

各評価制度に関する事項について調査審議を行う委員会を設置します（行政活動の基本となる政策及び施策の評価と事務事業の評価に関する委員会は必置、その他の特定分野に関する委員会は任意設置）。加えて、複数の評価制度にまたがる事項等を調査審議する合同会議を設置します。

#### 条例制定後の評価制度の改善例

Before

現在、3つの第三者機関（政策評価制度評議会、事務事業評価委員会、公共事業再評価委員会）が個別に設置、運営されています。

条例制定後

After

3つの第三者機関の代表者により構成される合同会議を設置し、複数の制度にまたがる事項等を調査審議することにより、各評価制度の連携の強化などの改善を図ります。

政策評価制度評議会

事務事業評価委員会

公共事業評価委員会

合同会議



## 条例案の特徴2

### 評価結果の積極的な活用

#### 条例案の内容

評価のための評価ではなく、評価結果を活用することが重要です。評価結果の積極的な活用に関する規定の手厚さが、本条例案の特徴の一つです。

① 「積極的な活用の原則」を規定します。

評価結果を企画立案や予算編成等に積極的に活用するものとする「積極的な活用の原則」を規定します。

② 各評価の活用方法について規定します。 **全国初**

政策及び施策の評価、事務事業の評価及び外郭団体の経営の評価について、その結果の具体的な活用方法について規定します。

③ 「継続的な創意工夫の原則」を規定します。(再掲) **全国初**

評価手法について、より活用できるものとなるよう、継続的に創意工夫を行うこととする「継続的な創意工夫の原則」を規定します。

④ 「外郭団体の経営評価を踏まえた経営計画の策定」を規定します。 **全国初**

外郭団体の経営改善に向けて、経営評価に基づく本市の指導及び助言を踏まえて経営計画を策定するものとします。

#### 条例制定後の評価制度の改善例

Before

現在、公共事業(※)の評価においては、事業着手前に実施する「新規採択時評価」と事業着手から一定の年数が経過した事業を評価する「再評価」を実施しています。

条例制定後

After

事後評価を実施します。

「新規採択時評価」、 「再評価」に加え、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行う「事後評価」を実施し、必要に応じて適切な改善措置の検討や同種事業の計画・調査の在り方、事業評価手法の改善等に反映します。

※ 公共事業 事務事業のうち、道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の社会資本の整備に関する事業をいう。



### 条例案の特徴 3

## 市民参加等による評価の実施と評価結果等の公表

### 条例案の内容

市民の代表機関である市会への報告義務をはじめ、市民参加による評価の実施、評価結果等の公表などについて、手厚く規定することが、本条例案の特徴の一つです。

#### ① 市会報告を義務付けます。

市民の代表機関である市会への評価結果の報告について規定します。

#### ② 市民への公表を義務付けます。

市民への評価結果等の公表について規定します。また、評価の基礎となる数値等をあわせて可能な限り公表することも規定します。

#### ③ 市民の意見申出制度を創設します。 **きめ細かな制度は全国初**

評価の方法、結果その他の事項に関する市民の意見申出制度を創設します。加えて、市民の意見を受けた場合に誠実に処理することをそれぞれ義務付け、市民意見の処理の適正化を担保します。

#### ④ 市民意識を評価に反映する旨を規定します。

できる限り、市民の満足度その他の意識に関する情報を調査し適切に反映させる旨を規定します。

#### ⑤ 「市民の視点に立った職員姿勢の原則」を規定します。

職員は、常に市民の視点に立ち、目標、成果重視で事務事業等を的確かつ柔軟に見直すとともに、自ら問題発見能力、分析力等の政策形成能力の向上に努めることとする「市民の視点に立った職員姿勢の原則」を規定します。

### 条例制定後の評価制度改善例

Before

現在、ホームページ等を通じて市民意見を募集している評価制度もありますが、すべてではありません。

条例制定後

After

「市民意見申出制度」を創設します。

すべての評価制度について、市民の皆様からの意見を募集することとします。いただいた意見は、誠実に処理するとともに、その結果を公表します。



# 「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(仮称)案」に対する

## 御意見・御提案の募集について

### ■ 応募方法

- ・ 専用はがき（切手不用）を切り取って、御意見・御提案を記入のうえ、政策企画課までお送りください。
- ・ 市販のはがき、封書、ファクシミリ、Eメールでも受け付けています。

### ■ 応募期間

平成19年3月7日（水）



平成19年4月5日（木）（必着）

### ■ あて先

京都市総合企画局政策推進室政策企画課

〒 604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（住所記入不要）

電話：075-222-3035

FAX：075-212-2902

Eメール：[seisakukikaku@city.kyoto.jp](mailto:seisakukikaku@city.kyoto.jp)



### （御意見等の取扱いについて）

お寄せいただきました御意見、御提案は今後条例を取りまとめるに当たっての参考とさせていただきます。

なお、いただきました御意見・御提案につきましても、個人情報（住所、氏名等）は除き公開させていただく場合がございますので御了承ください。



郵便はがき

6 0 4 8 7 9 0

7 7 7

料金受取人払

中京局

承認

2514

差出有効期間

平成19年5月31日

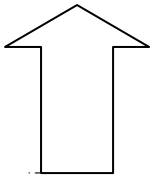
まで

京都市総合企画局政策推進室

政策企画課内

市民意見募集 係 行

御住所	〒	匿名も可
御氏名		
年齢	歳代	



「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(仮称)案」に対する

御意見・御提案記入用紙

FAX (075-212-2902) このままファクシミリで送付してください。

Five sets of horizontal dashed lines for writing.

御意見, 御提案

Table with 10 empty rows for writing opinions and proposals.

Five sets of horizontal dashed lines for writing.

御住所	〒	匿名も可
御氏名		
年齢	歳代	